

個人情報保護規則（規則第九十八号）中一部改正

個人情報保護規則（規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二条第四項」を「第十六条第一項」に改め、同条第四号中「第二条第六項」を「第十六条第三項」に改め、同条第五号中「第二条第七項」を「第十六条第四項」に、「第四条」を「第五条」に改め、同条第七号中「第二条第九項」を「第二条第五項」に改め、同条第八号中「第二条第十項」を「第二条第六項」に改め、同条に次の一号を加える。

九 個人関連情報 個人情報保護法第二条第七項に規定する個人関連情報をいう。

第六条第二項中「第二条第五項」を「第十六条第二項」に改め、同条第三項第一号中「法令」の下に「（条例を含む。以下同じ。）」を加え、同項に次の二号を加える。

五 本会が学術研究機関等（個人情報保護法第十六条第八項に規定する学術研究機関等をいう。以下同じ。）に該当する場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第七条第二項第六号中「第七条」を「第九条」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「個人情報保護法第七十六条第一項各号」を「学術研究機関等、個人情報保護法第五十七条第一項各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 本会が学術研究機関等に該当する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益

を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本会と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

第十二条の二第一項中「第六条の二」を「第七条」に、「第六条の三」を「第八条」に改め、同項ただし書中「他の個人情報取扱事業者」の下に「又は行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）」を加え、「第六条の四」を「第九条」に改め、「当該他の個人情報取扱事業者」の下に「又は行政機関等」を加え、同条第二項中「第六条の五」を「第十条」に改める。

第十三条第一項に次の三号を加える。

五 本会が学術研究機関等に該当する場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 本会が学術研究機関等に該当する場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供するとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本会と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第十三条第二項及び第三項中「個人情報保護法施行規則第七条」を「個人情報保護法施行規則第十一条」に改める。

第十三条の二第一項中「以下同じ」を「以下この条及び第十三条の五第一項第二号において同じ」に、「第十一条で」を「第十五条で」に、「第十三条の五第一項第二号」を「同号」に、「第四章第一節」を「第四章第二節」に、「第十一条の二」を「第十六条」に改め、同条第二項中「第十一条の三」を「第十七条」に改め、同条第三項中「第十一条の四」を「第十八条」に改める。

第十三条の三第一項中「第二条第五項各号」を「第十六条第二項各号」に、「第十二条」を「第十九条」に、「個人情報保護法施行規則第十三条」を「個人情報保護法施行規則第二十条」に改め、同条第二項中「第十四条」を「第二十一条」に改

める。

第十三条の四第一項中「第十五条」を「第二十二条」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第二十三条」に、「第十七条」を「第二十四条」に改め、同条第四項中「第十八条」を「第二十五条」に改める。

第十三条の五第一項各号列記部分以外の部分中「個人情報保護法第二十六条の二第二項に規定する」を削り、「同項」を「個人情報保護法第十六条第七項」に、「第十八条の二」を「第二十六条」に改め、同項第二号中「第十一条の三」を「第十七条」に改め、同条第三項中「第二十六条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第十四条第一項第四号中「第八条」を「第十条」に改める。

第十五条第一項中「第十八条の六」を「第三十条」に改め、同条第四項中「第九条」を「第十一条」に改める。

第十九条第三項中「第三十二条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第十一条」を「第十三条」に改める。

第二十条の二第一項中「第二条第十項」を「第十六条第五項」に、「第十八条の七」を「第三十一条」に改め、同条第二項中「第十八条の八」を「第三十二条」に改め、同条第八項中「第十八条の九」を「第三十三条」に改める。

第二十条の四第一項中「第二条第十二項」を「第十六条第六項」に、「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第二十条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第三十六条」に改め、同条第四項中「第二十一条」を「第三十七条」に改める。

第二十条の五中「第二十三条」を「第三十八条」に、「第二十二条」を「第三十七条」に改める。

第二十条の六中「第三十六条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

1 第二条第三号から第五号まで及び第七号から第九号まで、第六条第二項並びに第三項第五号（新設）及び第六号（新設）、第七条第二項第五号から第八号まで、第十二条の二、第十三条第一項第五号から第七号まで（新設）、第二項及び第三項、第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の五第一項各号列記以外の部分及び第二号並びに第三項、第十四条第一項第四号、第十五条第一項及び第四項、第十九条第三項、第二十条の二第一項、第二項及び第八項、第二十条の四第一項から第四項まで、第二十条の五並びに第二十条の六の改正規定（以下「本改正規定」という。）は、令和四年四月一日から施行する。

2 第六条第三項第一号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定の施行の日から施行する。

3 個人情報保護規則（規則第九十八号）は、本改正規定と同日施行の同規則中一部改正（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）関係）附則第一項の改正規定によってまず改正され、次いで本改正規定によって改正されるものとする。